

大洗町地域防災計画

総 則

令和5年12月

大洗町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	災害対策計画の概要	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の用語	2
第3	計画の構成	2
第4	基本方針	2
第2節	大洗町の防災環境	4
第1	自然環境の特性	4
第2	社会条件	6
第3節	大洗町の災害被害	7
第1	地震災害	7
第2	本町に被害をもたらす可能性のある地震	7
第3	津波災害	9
第4	風水害	9
第4節	各機関の業務の大綱	10
第1	大洗町	10
第2	茨城県	11
第3	指定地方行政機関	12
第4	自衛隊	15
第5	指定公共機関	15
第6	指定地方公共機関	17
第7	公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	18
第5節	町民、事業所等の責務	20
第1	町民	20
第2	町内会（自主防災組織）	20
第3	事業所	20

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 災害対策計画の概要

第1 計画の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び大洗町防災会議条例第2条の規定に基づき大洗町防災会議が策定するものである。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月11日の東日本大震災を教訓として、大洗町の地域にかかる災害対策を実施するにあたり災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な体制を確立するとともに、大洗町、茨城県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体及びその他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を整備推進し、住民の生命・身体・財産を各種の災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

本計画は、大洗町及び防災関係機関が取るべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、さらに、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民等の責務にも言及し、各種の災害に対する備えを促すものである。

また、この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

2 国・県等の防災計画との関係

この計画は、国の作成する防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び茨城県が作成する地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

3 地区防災計画

大洗町は町内の各地区居住者等からの提案により、大洗町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。大洗町は、広報活動により、町民に対して地区防災計画に関するガイドライン等を示し、周知を図るものとする。

4 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期するものとする。

5 計画の習熟・周知

大洗町及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する研修及び訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知する。また、大洗町は年度当

初全職員に対して災害対策活動に係る事務分掌等の周知徹底を図るものとする。

第2 計画の用語

本計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 大洗町（以下「町」とする。）
- (4) 茨城県（以下「県」とする。）

第3 計画の構成

大洗町地域防災計画は、「総則」「地震・津波災害対策計画編」「風水害等災害対策計画編」、及び「原子力災害対策計画編」で構成する。また、「風水害等災害対策計画」は「海上災害対策計画」、「航空災害対策計画」、「鉄道災害対策計画」、「道路災害対策計画」、「危険物等災害対策計画」、「大規模な火事災害対策計画」で構成される。

なお、大洗町地域防災計画は冊子としては、以下の5分冊で構成するものとする。

総則

地震・津波災害対策計画編

風水害等災害対策計画編

原子力災害対策計画編

資料編

第4 基本方針

大洗町地域防災計画の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度6強の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 災害による被害を最小限化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 町及び県、防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町

民・事業所の役割も明示するとともに、自助、共助、公助の考え方を基本に、町民、町内各団体、事業所、ボランティア、行政の相互の協力方法を示す。

第2節 大洗町の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置

大洗町は、北緯36° 18′ 東経140° 34′ に位置し、東西2.5km、南北9.0kmで細長い形をしている。面積は、23.89km²。東京からは約100km。茨城県の太平洋岸のほぼ中央にあり、東茨城郡の東端に位置している。県都水戸市の中心部（水戸駅）から南東に約11km、東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、北北西～北西は涸沼川を境に水戸市と、西～南西は汽水湖である涸沼をはさみ茨城町と、南南西～南は鉾田市とそれぞれ接している。美しい海岸線はおおらかな湾形をなし、市街地はおおむねこれに沿う低地部に形成され、後方に標高25m～35mの丘陵を背負っている。涸沼側に近い低地部には水稻が栽培され、丘は、畑・山林となっている。丘陵は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北部に位置しており、那珂川河口から南の一部は砂丘地帯となっている。

2 気候

表日本型の海洋性気候のため、平均気温は茨城県の内陸地方と比較すると冬は平均で1～3度高く、逆に夏は2度前後低くなるため、温和でしのぎやすい気候となっている。

降雨量についてみると、6月の梅雨及び秋の9月、10月にかけて多く、冬の1月頃に少ない。

このため、冬から春の初めにかけて乾燥した日が続く。また、この時期には季節風も強く、特に3月、4月には発達した低気圧の通過に伴って、海上では15m/s、陸上でも10m/s以上の風が吹く。この時、海は大しけになり、特に船舶は注意が必要である。

また、4月下旬から5月下旬にかけて晩霜に見舞われることがある。これは天気が良く風の弱い日に起こる。6月から7月にかけては梅雨期がある。

8月から10月にかけては台風の季節であり、平成14年10月1日に台風21号による直撃を受けたが、比較的、当地方が台風の直撃を受けることは少なく、接近あるいは進路にあっても北上するにつれて台風の勢力は弱まって通過する。

3 地質

(1) 地質のアウトライン

大洗町の古生代の地質は「大洗層」と呼ばれ、大地の下半分及び大洗海岸に露出している地層である。これは、おもに礫混じりの礫岩より成っていて、砂の固まってできた砂岩や、粒子の細かい泥が固まってできたシルト岩の薄い層をはさむ地層である。地層の厚さは約1,000m以上に達する。

大洗層の礫岩は、おもに20cm以上で、なかには50cm以上のも混じっている。礫岩は丸みを帯びており、雑然としている。礫は粘土が固まってできた比較的柔らかい頁岩、砂が固まってできた砂岩、酸性の深成岩である花崗岩が多く、チャート（非結晶質または肉眼的には結晶の見えない石英の細粒からなる珪質岩で珪酸分が生物起源のものをいう。日本の

古生界に広く分布する岩石) やホルンヘルス(砂岩や泥岩から接触変性作用によってできた岩石) も混じっている。また、火山岩類に入る流紋岩、安山岩や雲母片岩の礫も混じっている。礫岩の基質は砂である。この地層には10cmくらいの礫土(酸化アルミニウムの含有量の多い頁岩) がはさまれており、上部ほどその数が多くなっている。特に那珂川の南岸低地には植物の破片が多く含まれており、炭化樹幹を含む暗灰色の砂質シルト岩や砂岩の厚いはさみがみられ、多くの植物化石が出土する。大洗層より出土する植物化石はコケ類、ソテツ類、毬果類(マツ・スギ・ヒノキ・モミ)、単子葉類(イネ科・ユリ科・ラン科など) や双子葉類(ヘチマやアサガオ) などで構成されている。

(2) 洪積世時代の地層

地質年代で洪積世とは、地質時代の最後の区分で第四紀の前半である。この時代は、氷河期を含み、現在の自然環境の成立に直接関与した気候、海水準などの変化と地殻変動、火山活動があり、人類が出現した。地層は見和層・河岸段丘礫層・関東ローム層・沖積層に区分される。

ア 見和層

大洗層の上には、見和層の上部層が厚さ10cmくらい重なっている。この地層は砂を主とし、下部層は粒度が均質で地層中には黒雲母の多い細流砂を主とすることが多い。上部層は縞目が発達した細かい礫混じりの粒砂である。地層は、一般に砂鉄混じりである。砂層中には何枚かの薄い礫層がはさまれ、ときには、10cmから15cmの厚さに発達することがある。この礫は砂岩・チャート・花崗岩などを主としている。

イ 河岸段丘礫層

河岸段丘は、一般的には谷底平野を流れる河川の浸食が間歇的に復活すると、谷中谷ができ、もとの谷底が高い位置に残ったものである。河岸段丘は、細かい礫混じりの粒砂を主としており、上部に細円礫層をはさむことがある。厚さは5m前後である。この層の上位には、鹿沼石層をもつ関東ローム層がのっている。

ウ 関東ローム層

関東ローム層は、関東地方の台地、丘陵の上を広く覆う火山灰土で、関東火山灰層または関東赤土層ともいい、俗に赤土ともいう。富士山・箱根山の火山灰が堆積したもので、粘土、泥、砂をほぼ等量に含み、安山岩・玄武岩から成り、厚さは5mから15mくらいのものである。大洗町では厚さ2mから4m程度である。鹿沼軽石層より上位の部分は下位に比べて明るい褐色をしている。この塊状で均質な風化火山灰層は1mから1.5mくらいである。鹿沼軽石層より下位のローム層は、より暗い褐色をして、ややしまっている。厚さは1mから2mくらいである。南側では、東京軽石層に相当する軽石のレンズ状の薄い層が、鹿沼軽石層より約1m下の層準にみることがある。この層準の下位には30cmから50cm程度のローム層が見られるが著しく粘土化しており、暗褐色をしている。

エ 沖積層

沖積層とは地質時代の新世代第四紀の後期、ほぼ1万年前から現在までで、考古学上の新石器時代以後にあたる。この時期に流水や風で運ばれて低地に堆積した運積土が沖積土で、礫・砂・泥・粘土から成り、沖積平野を形成している。

澗沼川が流入する西方湖岸付近には、水面下に砂を主とした三角州が形成されている。また、湖底にはシルトの堆積がみられる。澗沼は那珂川との合流点付近で、那珂川の自然堤防によって澗沼川の谷がせき止められて形成されたものである。この沖積層からは貝化石が出土する。

第2 社会条件

1 人口及び世帯

本町の人口は、令和4年1月1日現在で16,094人となっており、減少傾向にある。これは若年層の転出及び出生人口の減少が主たる要因と思われる。

【資料編P1 資料1 人口と世帯数】

国勢調査による年齢3階級人口の推移をみると、65歳以上の老年人口は平成22年の4,780人に対し令和2年は5,225人と、10年間で445人の増加となっている。

総人口に占める割合は33.6%であり、総人口の約3人に1人が高齢者となっている。

これに対し、年少人口は1,538人で、総人口の9.9%にとどまっており、少子化が進んでいる。

【資料編P1 資料2 国勢調査による年齢3階級人口】

2 土地利用

令和3年1月1日現在の土地利用状況は、田14.5%、畑12.5%、宅地16.3%、山林12.2%となっており、平成22年の状況と比較すると宅地の割合が上昇している。

【資料編P2 資料3 地目別土地利用面積の構成比の推移】

3 交通

道路は、国道51号、主要地方道水戸鉾田佐原線、大洗友部線、一般県道長岡大洗線、那珂湊大洗線、大洗公園線の主要幹線6路線が機能的に接続され、地域振興に大きく貢献している。また、東水戸道路及び常磐自動車道が開通し、利便性が向上した。

大洗鹿島線は、昭和60年の開業以来、地域の生活路線として発展をしてきたが、マイカーの普及や少子化、景気低迷の影響も重なり、平成4年をピークに利用者数は年々減少している。

バス交通については、町民の身近な交通機関として周辺地域を結び地域の発展に大きな役割を果たしてきたが、マイカーの普及などにより利用者数は減少傾向となっている。また、本町と首都圏を結ぶ高速バスが開通している。

昭和54年に重要港湾の指定を受けた大洗港は、昭和60年に北海道とのカーフェリー航路が開設されて以来、首都圏の物流の拠点として発展を遂げてきた。

第3節 大洗町の災害被害

第1 地震災害

1 災害履歴

(1) 地震災害の履歴

本町では、東日本大震災をはじめ、多くの地震が観測されている。

過去に発生した地震の事例をまとめると、茨城県に影響を与えた地震は、以下の2種類に大別できる。

ア 茨城県南部に発生する直下型の地震

イ 茨城県沿岸で発生する海洋型の地震

【資料編P2 **資料4** 東日本大震災以降における主な地震概要、マグニチュード6.0以上】

【資料編P4 **資料5** 本町における東日本大震災の被害状況】

第2 本町に被害をもたらす可能性のある地震

1 茨城県の地震災害想定

本県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、本県における南海トラフ地震及び首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に本県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、本県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

本県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定された。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府 (2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会 審査会合資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			

5	太平洋プレート内の地震 (北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生 する地震の被害		地震調査委員会長期 評価部会での議論
6	太平洋プレート内の地震 (南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

なお、想定地震の震源位置、規模等はいくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

2 大洗町の地震災害想定

(1) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等

ア 南海トラフ地震

南海トラフ地震について、当町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震・津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震・津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

イ 首都直下地震

首都直下地震について、当町は、首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

首都直下地震対策特別措置法第21条に基づく「地方緊急対策実施計画」は、県知事が作成することができることとなっており、その定められるべき基本事項が、茨城県地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、茨城県地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、地方緊急対策実施計画を兼ねるものとなっている。

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、当町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、「防災対策推進地域」及び第9条第1項の規定に基づき「津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震・津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震・津波災害対策計画編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

防災対策推進計画を兼ねるものとする。

(2) その他の地震

上記地震と同様の対策とする。

第3 津波災害

1 災害履歴

(1) 津波災害の履歴

本町は東側が海岸線に面しているため、津波被害が発生する可能性がある。1677年11月4日に発生した房総半島南西沖地震では、茨城県の沿岸で2m～3mの津波を観測、また、大洗町で観測された過去最大の津波は東日本大震災（2011年3月11日）による津波で、4.0mが観測されている。町沿岸の海岸は、やすらぎの場や様々なレクリエーションの場として活用される自然空間であるが、市街地の大貫町及び磯浜町の一部は大洗町でも低地部にあり、津波による災害を引き起こす危険性を持っている。

【資料編P6 **資料6** 茨城県沿岸で観測された主な津波】

(2) 津波による浸水区域

津波による浸水区域の想定は、東日本大震災を契機に茨城県によって想定された区域図が示されている。

これによると、本町では、大洗港を中心とした港とその周辺地区で浸水が予想されたほか、那珂川、涸沼川沿いでも浸水が想定されている。

このうち涸沼川沿いでは浸水深はおおむね1m以下であるのに対し、主に大洗港付近では2m以上5m未満の区域が広い範囲で想定されている。

第4 風水害

1 災害履歴

本町における風水害等の災害履歴は次のとおりである。

【資料編P8 **資料7** 大洗町における主な風水害の概要】

2 土砂災害危険箇所

本町における土砂災害警戒区域等は12箇所が指定されている。

【資料編 P10 **資料8** 大洗町洪水ハザードマップ】

第4節 各機関の業務の大綱

地震災害に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

第1 大洗町

1 大洗町

- (1) 大洗町防災会議及び大洗町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 防災に関する調査に関すること。
- (4) 都市防災事業の推進に関すること。
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄調達の整備に関すること。
- (6) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。
- (7) 町内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- (8) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (9) 災害の予防、警戒及び拡大の防止に関すること。
- (10) 避難の指示、高齢者等避難及び誘導に関すること。
- (11) 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること。
- (12) 災害復旧資材の確保に関すること。
- (13) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (14) 被災町営施設の応急対策に関すること。
- (15) 災害時における保健衛生に関すること。
- (16) 災害時における文教対策に関すること。
- (17) 災害対策要員の動員、雇用に関すること。
- (18) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (19) 被災施設の復旧に関すること。
- (20) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (21) 災害発生時における災害発生の防除と拡大防止及び被害者の救助と人命財産保護に関すること。
- (22) 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、大規模地震関連情報の収集・伝達に関すること。
- (23) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (24) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (25) 道路の保全または交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (26) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令に関すること。
- (27) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (28) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 大洗・鉾田・水戸環境組合

- (1) 災害時におけるごみ・し尿・がれき処理に関すること。

第2 茨城県

1 本庁

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。
- (5) 救助、防疫等災者の救助保護に関すること。
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 文教対策に関すること。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員に関すること。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること。

2 水戸警察署（大洗地区交番）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 救出救助活動等に関すること。
- (3) 避難誘導等に関すること。
- (4) 二次災害の防止に関すること。
- (5) 交通対策に関すること。
- (6) 保安対策に関すること。
- (7) 死体見分及び検視に関すること。
- (8) 被災者等への情報の発信に関すること。

3 県央福祉事務所

- (1) 被災地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること。
- (2) 災害救助法に基づく応急活動に関すること。

4 中央保健所

- (1) 医療救援及び助産活動に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 水道等、飲料水に関すること。
- (5) 毒物、劇物に関すること。

5 水戸土木事務所

- (1) 県道及び県道橋梁の保全に関すること。
- (2) 県の所管する河川・海岸の保全に関すること。
- (3) 水防に関すること。

6 茨城港湾事務所大洗港区事業所

- (1) 茨城港大洗港区の災害予防対策に関すること。
- (2) 茨城港大洗港区の災害応急対策及び復旧・復興対策に関すること。

7 県央農林事務所

- (1) 農産物等に係る災害の予防及び災害応急対策の指導に関すること。

8 大洗公園管理事務所

- (1) 大洗公園の災害予防対策に関すること。
- (2) 大洗公園の災害応急対策及び復旧・復興対策に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 津波、火山警報の伝達に関すること。

2 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

に關すること。

- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に關すること。
- (5) 災害時テレコム支援チーム(M I C - T E A M)による災害対応支援に關すること。

3 関東財務局（水戸財務事務所）

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに關すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に關すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に關すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に關すること。
- (5) 金融上の措置に關すること。

4 関東信越厚生局

- (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に關すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に關すること。

5 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に關すること。
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に關すること。
- (3) 被災中小企業の振興に關すること。

6 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に關すること。

7 茨城労働局（水戸労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に關すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いの確保に關すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に關すること。
- (4) 労災保険給付に關すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に關すること。

8 関東農政局（茨城県拠点）

- (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に關すること。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に關すること。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に關すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に關すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に關すること。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に關すること。

- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

9 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

10 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。

11 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- (5) 海上交通安全の確保に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

12 東京管区气象台（水戸地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- (4) 町長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (6) 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

13 関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。

- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (13) 大規模災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣
- (14) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣
- (15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

※TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）は、大規模自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的としたものである。

国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁に設置され、先遣班、現地支援班、情報通信班、高度技術指導班、被災状況調査班、応急対策班、輸送支援班、地理情報支援班、気象・地象情報提供班より構成される。

大規模災害が発生したときには、被災地にTEC-FORCEを派遣し、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援を行う。

第4 自衛隊

1 陸上自衛隊勝田駐屯地

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 自治体災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること。
- (5) 災害援助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第5 指定公共機関

1 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。

- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
- (5) 上記各業務にかかる広報に関する事。

2 日本郵便株式会社（大洗郵便局、夏海郵便局、大貫郵便局、大洗祝町郵便局）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。

3 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- (4) 義援金品の募集配布に関する事。

4 日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。

5 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事。

6 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社

- (1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。
- (2) 町が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力
- (3) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援

7 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関する事。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

8 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- (2) 災害時における緊急通信の取扱いに関する事。

- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

9 東京瓦斯株式会社（東部事業本部）

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガス供給に関すること。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

10 日本通運株式会社（水戸支店）

- (1) 救助物資及び避難所の輸送の協力に関すること。

11 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力施設の応急対策と災害復旧に関すること。

12 KDDI株式会社（ソリューション水戸支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

13 株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

14 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 茨城県土地改良事業団体連合会

- (1) 災害時における樋管等排水施設の管理に関すること。
- (2) 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) 水防活動の協力に関すること。

2 社会福祉法人大洗町社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

3 報道機関（茨城新聞株式会社、株式会社茨城放送）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

4 茨城交通株式会社（茨大前営業所）

- (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。

5 一般社団法人茨城県トラック協会（常陸那珂支部）

- (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。

6 鹿島臨海鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

7 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

- (1) 災害時における応急医療活動に関すること。

8 水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

9 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

1 JA水戸

- (1) 農家に対する営農指導に関すること。
- (2) 被災農家の被害調査及び融資に関すること。
- (3) 主要食糧の確保に対する協力に関すること。

2 大洗町漁業協同組合

- (1) 漁業施設及び漁船の保全に関すること。
- (2) 海難救助に関すること。
- (3) 漁業関係災害の被害調査及び融資に関すること。

3 大洗町商工会

- (1) 商工業の被害調査に関すること。
- (2) 被災中小企業の指導に関すること。
- (3) 被災中小企業に対する融資に関すること。

4 大洗町危険物安全協会

- (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

5 県央医師会、一般病院・診療所

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- (2) 災害時における負傷患者等の医療救護に関すること。

6 一般運輸事業者

- (1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

7 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

8 町内会、女性団体、青年会等の団体

- (1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第5節 町民、事業所等の責務

第1 町民

- (1) 備蓄、初期消火への準備、災害時の安否確認方法の検討等、災害への備えに関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (3) 町長及び県知事が行う防災に関する事業ならびに非常時における救援・救助対策、隣保互助による地域防災に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に務めること。
- (4) 警戒宣言、大規模地震関連情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。

第2 町内会（自主防災組織）

- (1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所の運營業務等の協力に関すること。
- (3) 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
- (4) 自主防災活動の実施に関すること。

第3 事業所

- (1) 事業活動にあたって、その企業としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をほらうこと。
- (2) 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 町長及び県知事が行う防災に関する事業並びに非常時における救援・救助対策に協力し、最大の努力をほらうこと。